

# 地方A R D F 競技大会実施要項

## 1. 主 催

(社)日本アマチュア無線連盟。

## 2. 参加費

(1) 連盟会員 (大会当日の参加の受付時において連盟への入会手続きを行った者を含む)

実行委員会において4,000円を上限とする範囲内で額を決定する。

ただし、大会開催年の12月31日において満年齢が19歳未満の男女については、2,000円を上限とする。いずれの場合も、傷害保険料を含む額とする。

(2) 連盟非会員

実行委員会において8,000円を上限とする範囲内で額を決定する。

ただし、大会開催年12月31日において満年齢が19歳未満の男女については3,000円を上限とする。いずれの場合も、傷害保険料を含む額とする。

## 3. 競技参加者の資格

(1) 当該地方本部区域内に住所を有する者。

(2) 当該地方本部区域内に住所を有しない者等。

(A R D F 競技大会実施規程第3条第5項)

## 4. 競技の実施方法

A R D F 競技の実施方法による。ただし、同実施方法のうち競技部門については「144MHz帯部門」とする。

## 5. 入賞者の範囲

地方競技大会において競技クラス毎に参加者数を確定し、それぞれの参加者数に応じて次の順位までの者とする。

- |                        |    |
|------------------------|----|
| ① 競技参加者数が10人以下の場合      | 2位 |
| ② 競技参加者数が11人から20人までの場合 | 3位 |
| ③ 競技参加者数が21人から30人までの場合 | 4位 |
| ④ 競技参加者数が31人以上の場合      | 6位 |

ただし、参加者数の確定は次による。

イ. 一の地方本部区域を一の主催単位とする地方競技大会の場合は、競技クラス毎に参加者数を確定する。

ロ. 二以上の地方本部区域を一の主催単位とする地方競技大会の場合は、その主催単位に含まれる地方本部区域毎に参加者数を区分し、かつ競技クラス毎の参加者数を確定する。

ハ. 当該地方本部区域外に住所を有する者並びに外国人選手を含まない参加者数を競技クラス毎に区分し、参加者数を確定する。

## 6. 表 彰

表彰については、次の2種類とする。

(1) 大会表彰： 競技クラス毎に、当該地方本部 (二以上の地方本部区域を一の主催単位とする地方大会の場合は、その主催単位に含まれる地方本部区域毎) に住所を有する競技参加者を対象に、

大会会長が第5項(1)に定める順位まで賞状等を贈呈して表彰する。

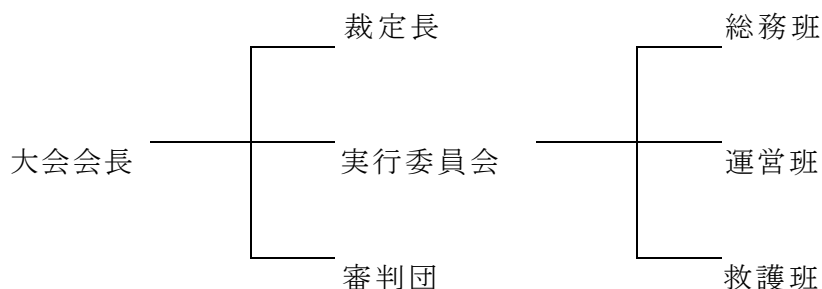
(2) 総合賞 : 大会表彰の他に、全ての競技参加者を対象に表彰することができる。

#### 7. 競技参加の申し込み方法

実行委員会において決定するものとする。

#### 8. 競技大会の実行委員会組織

組織については、次のとおりとする。



#### ☆参考

○事故防止のために、別紙1の「参加者に対する安全対策ガイダンス」により事前に周知する。

○競技大会の安全対策については、別紙2に示す。

○競技参加クラスの分け方が「ARDF競技の実施方法」の一部改正により次のとおり変更になっています。

各競技部門の競技クラスは、競技者の性別及び年齢により、次のクラスとします。

##### ・女性 (W)

W19 : 大会開催年の12月31日現在、19歳以下

W21 : 年齢の制限なし

W35 : 大会開催年の12月31日現在、35歳以上

W50 : 大会開催年の12月31日現在、50歳以上

##### ・男性 (M)

M19 : 大会開催年の12月31日現在、19歳以下

M21 : 年齢の制限なし

M40 : 大会開催年の12月31日現在、40歳以上

M50 : 大会開催年の12月31日現在、50歳以上

M60 : 大会開催年の12月31日現在、60歳以上

## 競技参加者に対する安全対策ガイダンス

ARDFという競技は、時間制限100～140分、競技地域の高低差が、200m以内、総走行距離5～10km、各TXの間隔は400m以上で、スタート地点から最も近いTXでも750m以上離れていること、そして、なるべく早く、しかも決められたTXをいかにして多く探索するかを競うもので、精神的にも肉体的にもハードなスポーツです。したがって、ある程度の危険が伴いますので、健康診断チェックを守って参加してください。

### 健康診断チェック

- (1) 日頃の自分のコンディションを十分把握しておき、健康診断等を受けておいて下さい。
- (2) 次に該当する人は、当日の参加をご遠慮ください。
  - ①酒の飲み過ぎ、寝不足と思ったとき
  - ②かぜ気味、下痢気味の時
  - ③心臓や肺に病気があるとき
  - ④頭がボーッとして、のぼせるようなとき
  - ⑤自分の脈拍を知っていて、異常が感じられたとき
  - ⑥胸がしめつけられるようなとき
- (3) 身体が不調なときや、競技中、無理だと思ったらすぐやめて下さい。

競技中の事故については、主催者は応急処置は行いますが、それ以外の責任は負いません。各自の体力に応じて十分注意して競技に参加して下さい。

参加者全員が傷害保険に加入していますので、怪我などの場合は、直ぐに連絡して下さい。（健康保険証を持参して下さい。）

## 競技大会における主催者側の安全対策ガイダンス

A R D F 競技はその参加者の年齢層が少年少女から、かなり高齢者まで広い範囲におよび、必ずしも普段から十分に身体をトレーニングしている者だけが参加するとは限りません。従って、この競技は、医学的にはある程度のリスクが含まれると思われます。特に事故が発生すれば、一番危険性が高いと思われるものは、男女を問わず、中高年者が急激な運動による過労から起きる呼吸停止と、心停止、心筋障害および脳循環障害等です。

スポーツによる突然死の社会責任を考えると、主催者側としては、参加者にどのような誓約をとっていても、現実突然死が発生したときにどう対応すべきかを十分に考慮したうえで、大会を開催することが必要です。

次の事項を参考にしてください。

1. 競技参加者などより誓約書、承認書を必ず提出させる。
2. 競技大会組織図を必ず作成し、競技大会本部に提示する。  
(救護班を明記する。)
3. 緊急時の連絡網と連絡先一覧表を必ず作成し、大会本部に提示する。  
また、救護班の受付場所(窓口)の看板を掲げる。
4. 競技地域の審判員に対して、緊急時における救護班との綿密な連携について再度徹底する。
5. 事前に、当日利用できる消防署及び医療機関等に事前に連絡を取り、緊急患者の受け入れ等について話し合いを済ましておく。
6. 参加者の名簿(住所、電話番号など)を必ず作成する。  
(参加申込書をゼッケン番号順にファイルしたもの。)